

# 大空町合同納骨塚のご案内

合同納骨塚は、「お墓を承継する人がいない」、「遠方で維持管理が難しい」、「お墓を建てるのが難しい」など、お墓の管理が困難な大空町に縁のある方が利用できる合同のお墓です。

使用希望の方は、事前に申請を行い、許可を受ける必要があります。申請をしないで、そのまま合同納骨塚にお骨をお持ちいただいても納骨することはできませんので、ご注意ください。申請方法については、以下をご確認ください。

## 1. 使用できる方（使用者の資格）

### （1）遺骨をお持ちの場合

- ①大空町に住所又は本籍を有する方
- ②過去に大空町に住所又は本籍を有していた方
- ③大空町内に親族がいる方
- ④大空町内の墓地を返還して埋蔵を希望する方

### （2）生前予約を希望する場合

上記①～③の資格を満たし、満65歳以上の方

※主宰者（予約者の死後にお骨を埋蔵する親族の方）の選任が必要となります。

※許可の日から20年を経過してもお骨の埋蔵が行われなかったときは、使用許可が失効されます。ただし、使用許可を受けた方が生存されていることが確認できたときなどは失効されません。

#### ◆生前予約制度

自身の焼骨を親族の方（主宰者）に、合同納骨塚へ納骨してもらうことを、生前のうちに申請する制度です。

## 2. 申請時に必要な書類

### （1）遺骨をお持ちの方

- ①使用許可申請書
- ②印鑑（認印可）
- ③申請者の住民票（本籍の記載のあるもので発行日から3カ月以内のもの）
- ④故人の火葬証明書、改葬許可証、（長期自宅保管の場合）除籍謄本のいずれか

### （2）生前予約を希望の方

- ①使用許可申請書
- ②埋蔵主宰者選定届
- ③印鑑（認印可。申請者と主宰者の両方必要です）
- ④申請者と主宰者の住民票（本籍の記載のあるもので発行日から3カ月以内のもの）

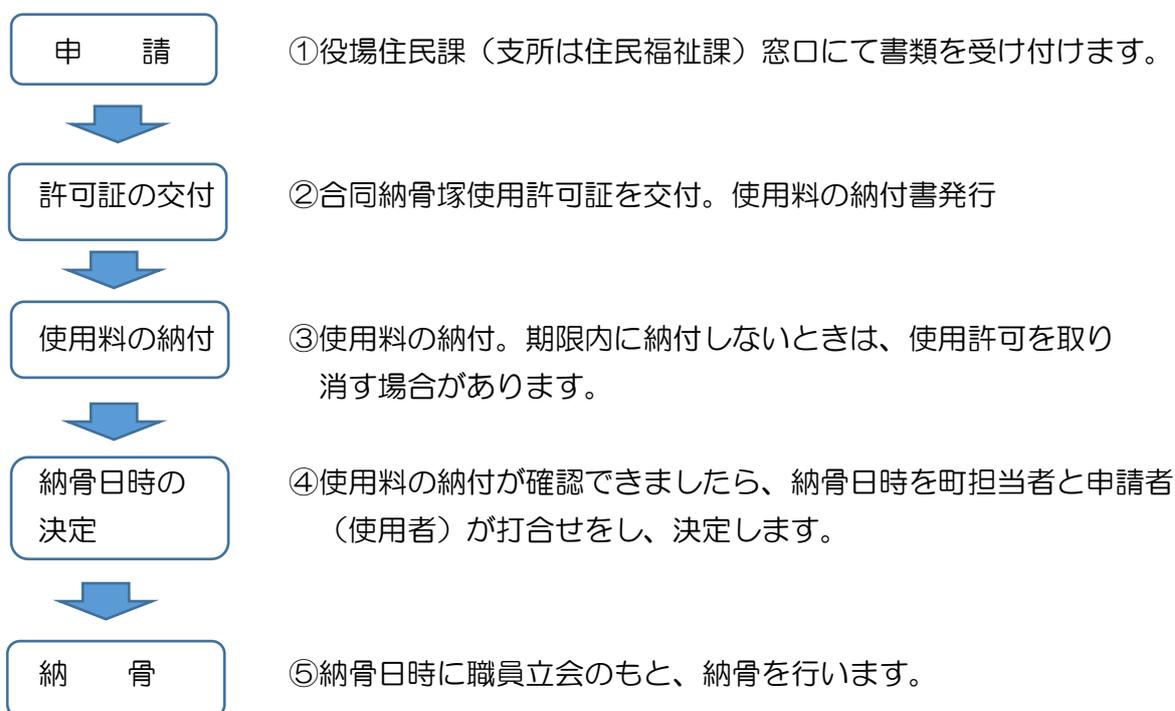
- ⑤その他 ④で使用要件に該当するか分からない場合、使用要件に該当することを証明する書類（戸籍謄本など）※詳しくは町担当までお問い合わせください。

### 3. 合同納骨塚の使用料

区 分	合同納骨塚使用料	
1回の焼骨の埋蔵が1体のとき	9,500円	
1回の焼骨の埋蔵が2体以上のとき	1体目	9,500円
	2体目以降	6,500円

※使用料は使用許可時に一括納入。納付された使用料は返還しません。

### 4. 申請から納骨までの流れ



### 5. 納骨ができる期間

○期 間 4月から11月までの積雪のない期間（役場の閉庁日を除く）

○時 間 午前9時から午後4時まで

※納骨日は役場担当と打合せをして決定します。

※納骨の方法は、職員の立会のもと、申請者（使用者）が直接行います。

## 6. 留意事項について

### (1) 納骨関係

- ① 合同納骨塚は、約1000体のお骨（焼骨）が収納可能な共同納骨施設です。お骨を骨壺から取り出して合同で納骨する方式のため、納骨後のお骨の返還・改葬はできませんので、親族とよくご相談の上、申請してください。
- ② 冬期は積雪があるため、埋蔵することができる期間は4月から11月までとしています。納骨日時は町担当者と申請者で調整し決定します。
- ③ 納骨は、町の立会いのもと親族が行います。町が焼骨をお預かりすることや、納骨することはありません。
- ④ 納骨時には、「使用許可証」を町担当者に提示していただきます。「使用許可証」を忘れずをお願いします。
- ⑤ 納骨できるのは焼骨のみです。副葬品はご遠慮ください。
- ⑥ 納骨後の骨箱、骨壺は各自でお持ち帰りください。

### (2) 参拝関係

- ① 納骨後の参拝は自由にできますが、供物、供花等は必ず持ち帰りください。
- ② 参拝時は他の人の参拝を妨げないでください。
- ③ 冬期は積雪があることから、参拝することができる期間は4月から11月までとしています。ただし、ご自身で現地に到着、参拝される場合は、この限りではありません。
- ④ 町では、宗教的な供養を行いませんので、あらかじめご承知ください。  
なお、親族等が納骨時に読経などを行うことはできますが、線香立てなどは常設しておりませんので、必要に応じて各自でご用意ください。
- ⑤ 墓誌を設置していないため、名前を刻むことはできません。

### (3) 生前予約関係

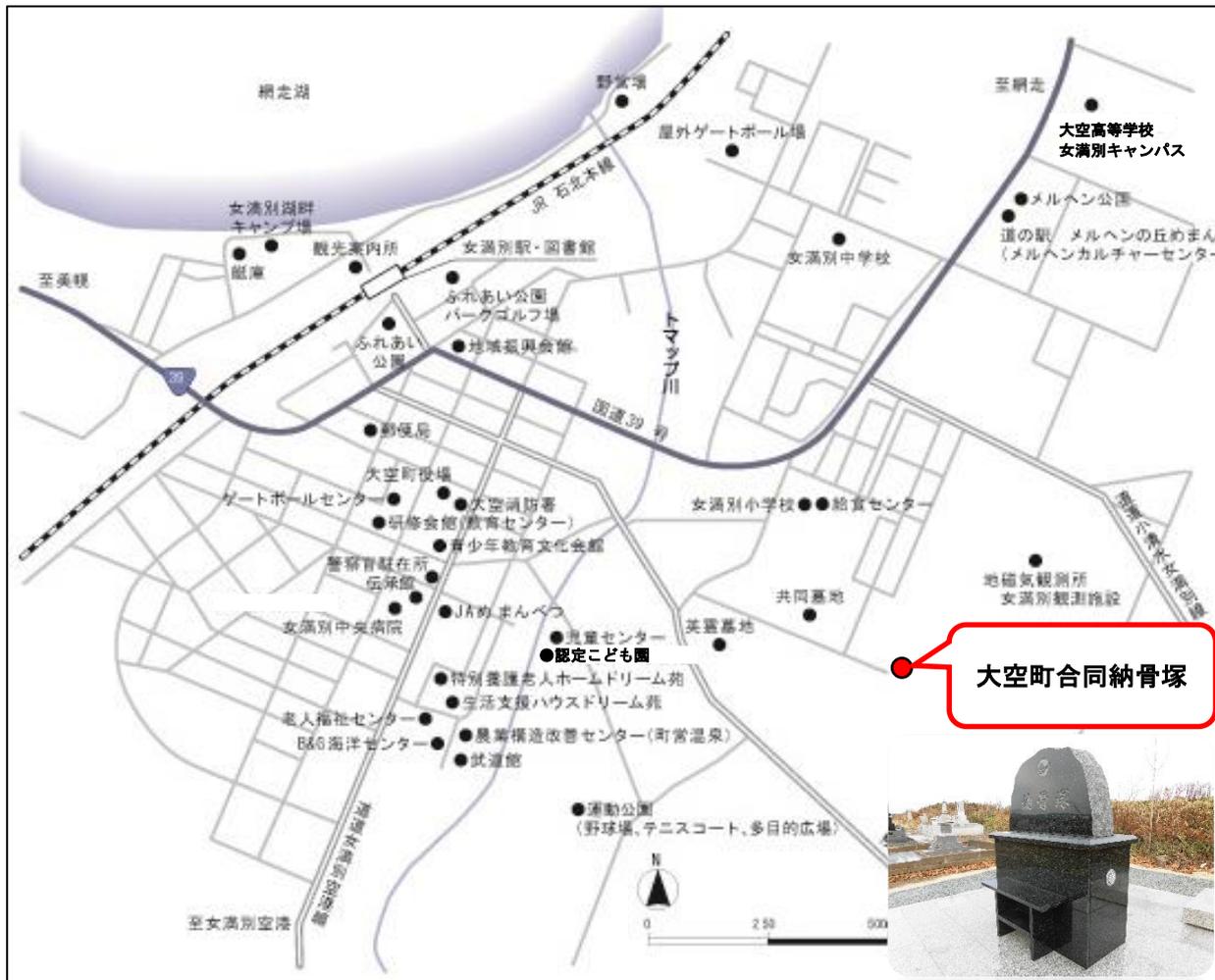
- ① 死後、実際に納骨するのは親族の方となります。生前に親族の方に意志を伝えておくことで、納骨は可能となります。なお、生前予約後、大空町合同納骨塚を使用しなくなった場合でも、一度納付された使用料は返還することができませんので、あらかじめご承知ください。
- ② 生前予約による場合、申請から納骨まで期間を要することとなります。その間に申請者及び主宰者などが変更となる場合もあるかと思えます。内容に変更が生じている場合は、速やかに変更届を提出してください。  
なお、町では定期的に使用許可の状況を通知する予定です。

### (4) その他

- ① 使用許可を受けた後、焼骨の埋蔵までに記載事項に変更があった場合は、別途、変更の申請をし、許可証の再交付を受けてください。
- ② 使用許可を受け取った後に、使用を取り止める場合は、「使用取り止め届」を提出してください（使用料の返還はありません。）。

## 7. 大空町合同納骨塚の場所

大空町女満別昭和186番地の1 女満別共同墓地内



《問 合 せ》

◎大空町役場 住民課住民グループ  
 〒099-2392 網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号  
 TEL 0152-74-2111 (内線 104) / FAX 0152-74-2191

◎東藻琴総合支所 住民福祉課住民グループ  
 〒099-3293 網走郡大空町東藻琴360番地の1  
 TEL 0152-66-2131 (内線 435) / FAX 0152-66-2423